



豊能監第19号
令和5年12月27日

豊能町長 上浦 登 様
豊能町議会議長 永並 啓 様
豊能町教育委員会教育長 森田 雅彦 様

豊能町監査委員 長浜 裕一
同 針原 祥次



令和5年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項並びに豊能町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同法第199条第9項及び同基準第13条第1項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

令和5年度

定期監査結果報告書

豊能町監査委員

令和5年度定期監査結果報告書

1. 監査の期間

令和5年10月30日から同年11月16日まで

2. 監査の対象

議会事務局

出納室

吉川支所

総務部 総合政策課 広報職員課 総務課 行財政課 税務課

生活福祉部 福祉課 住民人権課・ふれあい文化センター 保険課・国保診療所 健康増進課

都市建設部 建設課 都市計画課 農林商工課 環境課

こども未来部 教育総務課・ふたば園・(ひかり幼稚園)・(吉川保育所)・東能勢小学校・(吉川小学校)・
(光風台小学校)・(東ときわ台小学校)・東能勢中学校・(吉川中学校)

義務教育課 こども育成課 生涯学習課・中央公民館・西公民館・図書館・ユーベル
ホール

※ () は書類監査のみ

3. 監査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4. 監査の方針

定期監査は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理が法令等に基づき、適正に、また効率的に行われているか否かに主眼をおき、事務事業及び経営にかかる事業の各部門について関係法規等、諸規定に準拠しているか、事務処理は公正かつ効率的に執行されているかを重点に監査を実施した。

5. 監査の方法

事前に監査資料の提出を受け、また、監査後においても必要な資料の提出を求め書類の内容を確認し、所属長及び関係職員にその執行状況の説明を求め、関係書類等を審査した。

6. 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていた。

本町の主な歳入である町税収入は、今後も減少傾向であることが予想される。一方、地方交付税など国からの収入も大幅な増収は期待できず、歳入全体でこれまで以上の厳しい状況が続くと見込まれる。

このような危機的な財政状況を踏まえ、持続可能なまちづくりを目指すためにも、事務事業の執行にあたっては、町民の要望や満足度を十分考慮しつつ、事業内容の必要性や優先度を十分精査し、引き続き、最小の経費で最大の効果を挙げられるように限られた財源を効率的、効果的に執行されたい。

本件監査報告については、指摘した内容が十分理解が得られるよう、後日、措置状況の報告と齟齬のないように詳細に記載している。監査対象期間でない令和5年度事業についても前年度からの継続

中、あるいは、重要であると考えられる事務事業についても時機を逸することなく意見を申し上げる。

また、監査の過程で発見された事務事業の執行管理が経済的、効率的かつ効果的に行われていない事例に対しては、改善策等を提言する。なお、監査時点のものであり、現行と相違する場合もあることを念のため申し添える。

7. 監査の内容

◇各課等共通監査事項◇

1. 備品の保管、管理状況
2. 郵便切手、つり銭用現金等の管理状況
3. 出張命令、時間外勤務命令等に関する事務
4. 各種契約関係事務
5. 各種補助金、負担金、委託料に関する事務
6. 予算執行状況

部課等別の監査事項については、次のとおりである。

◇部課等別監査事項◇

議会事務局

(令和5年11月7日)

監査事項

1. 議会開会状況
2. 付議事件の状況
3. 会議の記録、公開状況について

監査結果

● 委員会審査のインターネット公開（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・本会議については、これまでインターネットで公開され、令和4年9月定例会議からは一般質問前の提出議案の説明なども公開され議論のプロセスが理解されるようになったが、委員会審査の公開は、実施期限を定めて住民目線で実現されたい。

「措置状況」

- ・委員会審査のインターネット公開については、技術的観点、運営的観点等、公開までに整理しなければならない項目が多々存在するため、整理方法を検討している。一つの目安として、令和5年9月頃にこの件の協議を予定している。

○ 常任委員会審議のインターネット公開

令和5年度の協議状況を示されたい。インターネット公開に向けて検討期限、実施期限を定めて住民目線で実現されたい。

● 特別委員会のインターネット公開

交通特別委員会及びスマートシティ特別委員会についても、後日の広報誌や議会だよりで概要は広報されるだけで、住民は両委員会を傍聴するか、2～3か月後に公表される議事録を見なければ、何が課題で、何を議論されているのか分からない。したがって、これまで常任委員会で指摘してきたことと同様にインターネット公開に向けて検討期限、実施期限を定めて住民目線で実現されたい。

出納室

(令和5年10月30日)

監査事項

1. 一般会計歳入歳出事務状況
2. 特別会計歳入歳出事務状況
3. 窓口出納事務状況

監査結果

- 決算剰余金の取扱い（関係課：行財政課、各担当課）（令和3年度～継続）
令和3年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積み立ては、いわゆる“貯金を増やす”素地として、財政再建に向けての有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく毎年度確実に積み立てを行われたい。
これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、令和5年度決算事務から実施されたい。
- 特別会計の収支状況の取扱い（関係課：行財政課、各関係担当課）
例月出納検査において、一般会計や各特別会計の現金出納状況等を検査しているが、特に、現金の資金繰りについては、一般会計から2～3の特別会計間における繰替運用（一時的な借入）が、恒常的に行われていることが実情であり、これらの特別会計の資金不足が懸念される場所である。
このため、会計管理者は、毎月の資金繰りの状況を表している「収支計算書」を町長宛に通知され、関係担当部課に対しても一般会計及び関係特別会計に関して、毎月の資金収支状況を把握するため情報共有を図られたい。
- 下水道事業の地方公営企業法一部適用の取扱い（関係課：都市計画課）
下水道事業については、令和6年度から地方公営企業法の一部（財務規定）適用の条例改正が可決され、法適用後は、出納整理期間がなくなるため、令和5年度末で打ち切り決算処理を行うこととなる。
このため、年度末までの事業収支の発生は翌年度の4月・5月において、特例的収入支出処理（地方公営企業法施行令第4条第4項）を行うこととなる。また、出納整理期間中の繰入金による繰替運用ができなくなるので、都市計画課と十分に連携を取り決算調整についても留意されたい。（一部再掲）

吉川支所

（令和5年11月16日）

監査事項

1. 庁舎の維持管理状況
2. 窓口事務状況（全般）

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

総務部

総合政策課

（令和5年11月13日）

監査事項

1. 新電力会社について
2. 広域行政、交通施策について
3. スマートシティ戦略プロジェクトについて
4. 公共施設再編について

監査結果

- 出資法人に関する広報（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」(骨子)

- ・「株式会社能勢・豊能まちづくり」に関して、出資者として毎年度の事業報告や決算状況を広報誌やホームページを通じて住民にも広報されたい。

「措置状況」

- ・同じ出資者である能勢町と協調しながら、令和5年度に向けて検討していく。

- 出資法人に関する広報については、令和5年度に向けて検討するとのことであるが、その後の措置状況を示されたい。

● 空き家対策の町の役割

今般、法改正(注)により、特定空家化の未然防止措置として、所有者の責務強化をはじめ、管理不全空家に対しての行政の指導・勧告権の強化、及び敷地に係る固定資産税の住宅用地特例措置の解除など税制上の強化措置、並びに緊急時の代執行措置などをも講ずることができるようになった。

町内の空き家の現状は、一部自治会で実態調査も進められており、一部所有者の所在不明などから、家屋の損壊や放置されている管理不全空家の状況が見受けられ、良好な住宅環境に悪影響を及ぼしている現状にある。

このため、住宅の流通促進事業は、民間の一般住宅市場での流通を注視しつつ、NPO法人との連携や「住まいの相談窓口」の周知の強化を図られたい。とりわけ、町の役割としては、地域の実情をよく把握している自治会の協力も得て、良好な住宅環境を維持するため、法改正の趣旨も踏まえ行政上の措置を重点的に取り組まされたい。

(注) 空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年12月13日施行)

[PowerPoint プレゼンテーション \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/powerpoint/)

広報職員課

(令和5年11月7日)

監査事項

1. 人事・給与の管理について
2. 職員研修の実施状況
3. 職員の健康管理等、福利厚生事業について
4. 職員採用試験の実施状況
5. 広報紙その他の広報刊行物の発行、配布状況
6. 法律相談の実施状況
7. 選挙事務について

監査結果

● 職員給与決定のあり方(令和2年度～継続)

「令和2年度定期監査」(骨子)

- ・国人事院勧告の月例給与、期末・勤勉手当の改定ベースだけを捉えて改定されているので、大阪府人事委員会の給与実態調査結果も踏まえて適切に改定されたい。

「令和3年度定期監査」(骨子)

- ・本町の危機的な財政状況を鑑み、地域における民間給与実態をよく把握するとともに、実務的な専門知識のある有識者の参画も得て給与決定のあり方を見直すべきである。

「措置状況報告」

- ・令和2年度報告(骨子)

給与決定については、給与水準の適正化を図るため、人事院勧告を踏まえた措置を講ずることが地方公務員法の趣旨に適った合理的な方法である。府内の情勢を反映した大阪府人事委員会勧告は本町の給与改定にあたって参考としている。

- ・令和3年度報告(骨子)

人事委員会を置いていない市及び町村においては、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に適切な対応とすること(令和3年11月24日副大臣通知)とされていることは承知している。現段階で大阪府人事委員会の給与実態調査の結果については、参考にするにとどめる。

● 職員給与決定のあり方

地方公務員の給与改定等に関する取扱いについては、国人事院勧告を踏まえて、毎年、総務省副大臣が通知を行っている。(注1)

国家公務員の月例給、期末・勤勉手当について、改定ベースを示しているが、各地方公共団体に対しては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処することとされている。

さらに、人事委員会を置いていない市及び町村に対して、都道府県人事委員会における公民給与の調査等も参考にして適切に行うことと通知されている。

大阪府人事委員会においては、府内の民間事業所等の規模別の給与実態調査を毎年実施しており、民間との格差を踏まえて、初任給と若年層に重点を置いた給料月額に引き上げを勧告している。(注2) 給与ベースの改定だけでなく、職員の意欲・能力に向けた取り組み、働きやすい職場環境の構築に関しても意見を述べているので、本町においても、職員の意欲・能力に向けた取り組みや職場環境の改善についても取り組んでもらいたい。

(注1) 令和5年10月20日 総務副大臣通知 [000907747.pdf \(soumu.go.jp\)](#)

(注2) 令和5年10月11日 大阪府人事委員会勧告等の概要 [R05_GAIYOU.pdf \(osaka.lg.jp\)](#)

● 定員のあり方 (令和4年度～継続)

「令和4年度定期監査」(骨子)

・将来の1万5千人の人口規模に対する適正な職員規模を検討されたい。

「措置状況」

・本町特有の東西に配置されている役場機能に対応すべき職員数を検討する。

○ 役場機能に対応すべき職員数を検討するとのことであるが、その後の検討状況、及び具体的な検討時期や、検討方法について示されたい。

● 広聴業務の強化 (令和4年度～継続)

「令和4年度定期監査」(骨子)

・個人情報を除き、町に寄せられるご意見を業務改善、施策反映につなげるように具体的に検討されたい。

「措置状況」

・いただいたご意見を町長以下の全職員が共有できるデータベース化ができないか令和5年度中に検討する。

○ 広聴業務についてのデータベース化について、その後の検討状況について示されたい。

総務課

(令和5年11月6日)

監査事項

1. 防災関連事務について
2. 電子計算処理の企画調整について
3. 防犯、自治会について
4. 法制文書について
5. 情報公開・個人情報保護制度について

監査結果

● 行政手続きのオンライン化 (令和4年度～継続)

「令和4年度定期監査」(骨子)

・現時点における各行政手続きの進捗状況と実施時期を明らかにされたい。

「措置状況」

・特に国民の利便性向上に資する手続きとして国が示す子育て、介護関係手続きについては、令和5年度に実施できるよう関係各課と調整中です。

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（注）
国が示している地方公共団体の情報システムの標準化の対象範囲については、法律、政令で定められている。子育て、介護関係だけではないので、法令等に基づいて事務を進められたい。
(注) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要 [000751821.pdf \(soumu. go. jp\)](https://www.soumu.go.jp/000751821.pdf)

- 会議の公開に関する指針（令和4年度～継続）

「令和3年度・令和4年度定期監査」（骨子）

- ・会議の公開に関する指針を定められたい。
- ・具体的な指針策定の目途を明確にされたい。

「措置状況」

- ・総務課において、令和5年度中に「会議の公開に関する指針」を策定する。

- 会議の公開に関する指針の策定
町が主催する外部の有識者を含めた会議や各種審議会などは、担当課によって情報公開の取扱いが統一されていない。町民にとって重要な会議は、議事録の作成をはじめ会議後一定の期間を定めて、公表時期の統一化など基本ルール化した「会議の公開に関する指針」を令和5年度中に策定とのことである。
その後の措置状況について、策定済みであればその指針の内容を、策定中であれば策定期間を示されたい。（再掲）

総務課（消防） （令和5年11月6日）

監査事項

1. 消防事務委託の状況
2. 消防団及び消防関係団体の状況
3. 消防用設備の検査、指導、助言等の執行状況
4. 消防水利の維持管理状況

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

行財政課 （令和5年11月7日）

監査事項

1. 予算配当状況及び財政計画について
2. 予備費の充当、予算流用、配当の状況
3. 公債台帳の整備状況
4. 各種契約事務状況
5. 請負業者の選定及び関係書類の整備
6. 町有財産の維持管理及び関係台帳の整備状況
7. 庁舎の維持管理状況
8. 各種統計調査について

監査結果

- 財政運営基本条例の制定（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・行財政運営にあたっては、中期的な見通しを持ち、常に行財政需要や財政リスクを管理するとともに計画的に行われなければならない。今後、財政運営の基本的な事項を定めた「財政運営基本条例」の制定に向けてスピード感をもって検討されたい。

「措置状況」

- ・「財政運営基本条例」の制定は有効であると考えているが、小中一貫校の整備や、公共施設の再編に取り組んでいき、その後、持続可能な財政基盤を整備するために条例制定に向けた検討を行う。

● 財政運営基本条例の制定

単年度ごとに収支を合わすことや、赤字を発生させないように基金を取り崩すなど短期的な行財政運営にはおのずと限界がある。

これまで指摘してきたように行財政運営の中長期的な見通しがなければ、持続可能な行財政運営が可能かどうか、将来の見通しが不透明である。

本町が、持続可能な行財政運営を推進するためには、当面の課題である小中一貫校の整備や、公共施設の再編整備の取り組みと併行して、実効的な行財政改革を進めるとともに、検討期間を定めて条例制定に向け取り組まれない。

● 決算剰余金の取扱い（関係課：出納室）（令和3年度～継続）

令和3年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積立は、いわゆる“貯金を増やす”素地として、財政再建に向けての有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく毎年度確実に積み立てを行われたい。

これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、令和5年度決算事務から実施されたい。

● 競争入札参加資格申請のオンライン化（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・競争入札参加資格申請の行政手続きについて、全国共通の標準様式の入力フォーム例が既に提示されているので、競争入札制度の透明性、公平性等にも資するため、積極的に活用されたい。

「措置状況」

- ・競争入札参加資格申請については、事務の効率化及びペーパーレス化を進めるため、紙ベースでの申請方法から電子化による申請を令和5年度から取り組んでいく。

- 競争入札参加資格申請のオンライン申請を令和5年度から取り組むとのことであるが、その後の措置状況として、令和5年度の進捗状況を示されたい。

● 豊能町入札監視委員会（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・委員会の議事概要は公表することになっているが、ホームページ等で公表されていないため、委員会の意見具申や勧告等の活動状況を公表されたい。

「措置状況」

- ・委員会の資料、議事概要については、今後、ホームページ等で公表していく。

- 豊能町入札監視委員会の資料、議事概要は、今後、ホームページ等で公表していくこととされている。その後の措置状況として既に公表されたのか、公表されていない場合は、具体的な時期を示されたい。

● 住民に分かりやすい行財政改革の進捗状況（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・「行財政改革プラン2019」については、最終年度であるので、4年間の総括として行財政改革全体の財政上の効果がどの程度進捗したのか明確にされたい。

「措置状況」

- ・行財政改革プラン策定時に数値目標を設定していなかったため、財政効果額は算出しておりませんが、最終年度の進捗状況を町広報7月号に掲載する予定をしております。

● 実効的な行財政改革に関する計画の早期策定

町は、「行財政改革プラン2019」（以下「行革プラン2019」という。）の目的をこれまでの行財政改革の取り組みを継承しながら、より一層の行財政改革を推進することで将来的に基金の取り崩しに頼らない健全な財政運営を目指すために策定されたものであると示している。

「行革プラン2019」の進捗状況については、広報とよの7月号に項目、取組の内容、進捗状況は示されていたが、この4年間の全体の進捗状況については、数値の目標が設定されていなかったため、財政効果額が算出できないのは当然の帰結である。

進捗状況では「検討中」「検討する」とされた項目は、「人件費の抑制手法の検討」「ごみ収集業務の民間委託拡充など多面的な検討」「ユーベルホールの施設設備の引き続きの検討」等が示されている。計画期間が終了しても、引き続き検討され、検討結果を明確に示されるとともに、これらの検討課題を含めて、目標設定額や財政効果額を定めた実効的な行財政改革に関する計画を早急に策定されたい。

● 補助金執行の適正化（関係課：補助金執行担当課）（令和3年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・町補助金交付規則に基づき、適正に措置されるよう周知徹底を図られたい。
補助金を含めた剰余の金額は、翌年度へ繰り越されていたため、補助金執行のあり方も含め関係担当課と協議されたい。

「措置状況」

- ・豊能町補助金交付規則により執行の適正化を図り、支出根拠の明確化、事業内容の評価を行い、適正な執行額の確認を行い、必要であれば返還手続きを行うよう周知を行っている。今年度においても予算編成方針などで、適正に措置されるよう周知を行っている。

● 補助金執行の適正化

補助金執行に関しては、令和3年度の定期監査において令和元年度分補助金100万円以上を抽出して監査を実施した。

今回の定期監査においては、補助金執行に関して類型別に分類すると次のとおりであったため、当該補助事業の必要性をはじめ補助目的、補助効果を再度検証されるとともに、町補助金交付規則に基づき、適正な手続きで措置されるよう周知徹底を図られたい。

(1) 補助金執行の適正な事例

コロナ禍の影響で、イベント・清掃活動が出来なくなったため、自主的に返還した補助金

(2) 補助金執行を再検証すべきもの

- ①補助団体の決算において、剰余金が恒常的に発生し繰越額が発生しているもの
- ②補助金として執行しなくてもよいと思われる消耗品経費の補助金、若しくは本庁所管課で予算計上、執行すればよいと思われる経費
- ③補助目的と効果を検証すべき補助金

税務課（令和5年11月13日）

監査事項

1. 町税の賦課、徴収、滞納整理事務及び不納欠損処分事務
2. 町民税等の税の減免事務
3. 納税の普及宣伝事務
4. 諸税の調定事務
5. 諸税の過誤納金の還付及び充当事務

監査結果

● 税の公平性の確保（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・徴収権消滅までに悪質な滞納者を見逃さないよう、税の公平性が確保されるよう努力を行われたい。

「措置状況」（骨子）

- ・不誠実な滞納者に対しては、徹底した財産調査を行い、差押え等の滞納処分を進めて行く。なお、担税力のない滞納者には資力の回復・生活の再建を促す観点からやむを得ず滞納処分の執行停止を行うこともあるが、引き続き、税の公平性の観点から滞納整理を進めていく。

生活福祉部

福祉課（福祉相談支援室含む）

（令和5年11月13日）

監査事項

1. 福祉のまちづくり施策について
2. 地域福祉事業について
3. 障害福祉施策について
4. 児童手当等各種給付事務
5. 戦没者遺族等の援護事業

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

住民人権課

（令和5年11月13日）

監査事項

1. 住民基本台帳、印鑑台帳、戸籍簿の整備状況
2. 各種手数料の収納状況及び関係事務の整備状況
3. 窓口事務状況
4. 人権啓発事業について
5. 女性施策について
6. 消費生活相談業務について

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

ふれあい文化センター

（令和5年11月13日）

監査事項

1. 各種講座、教室の開催状況
2. 施設の利用状況
3. 施設の管理状況

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

保険課

（令和5年10月30日）

監査事項

1. 保険税（料）の賦課、徴収、減免、督促、滞納処分の状況
2. 保険税（料）の過誤納金、精算還付状況及び事務処理状況
3. 療養費等の給付状況
4. 後期高齢者医療関係事務
5. 被保険者の資格取得、資格喪失等の状況
6. 介護保険料の収入状況、介護保険サービスの利用状況

監査結果

● 保険料等の公平性の確保（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・引き続き、保険料等の公平性が確保されるよう努力を行われたい。

「措置状況」

- ・税務課徴収室との連携を図り、必要に応じ財産調査などを行い、引き続き保険料等の公平性の確保に努めていきます。

国保診療所

（令和5年10月30日）

監査事項

1. 医薬品等貯蔵品の出納保管状況及び関係事務
2. 医療費の収入状況
3. 未収金の収入状況
4. 受診患者数の状況
5. 施設の維持管理状況

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

健康増進課

（令和5年11月6日）

監査事項

1. 保健福祉の総合施策の企画、調整、推進事務について
2. 各種予防接種、検診、防疫の実施状況
3. 各種健康管理に関する事業の実施状況
4. 高齢者福祉施策の実施状況
5. デイサービス事業、介護予防事業について
6. 施設及び諸設備の維持管理状況
7. 施設の利用及び運用状況

監査結果

- 施設管理業務委託契約

豊能町立老人福祉センター施設管理業務委託に関して、社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）と業務委託契約を締結されている。同契約第2条の委託料については、総額で9,326,000円を支払うものと規定されているが、同条第2項では業務実施実績により、「実績払い」と規定されているため、契約書の委託料条項の整合を図られたい。

なお、財政援助団体監査において、町社協の決算書類で実績払いの数値を確認したものである。

都市建設部

建設課

（令和5年11月16日）

監査事項

1. 道路、橋梁台帳の整備状況
2. 諸工事の進捗状況
3. 災害復旧について
4. 公園・緑地について
5. 橋梁の点検について
6. 地籍調査について

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

都市計画課 (令和5年11月16日)

監査事項

1. 建築、開発に関する事務
2. 町営住宅等の各種使用料、手数料の徴収事務
3. 公園台帳の整備状況
4. 公園緑地の維持管理状況
5. 河川の維持管理状況
6. 公共下水道事業及び関係工事の進捗状況
7. 下水道台帳について
8. 下水道料金徴収状況
9. 施設及び諸設備の維持管理状況

監査結果 (関係課：出納室(決算会計処理部分))

- 下水道事業の地方公営企業法適用の必要性
 - ・ 現在、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、下水道事業特別会計の事業環境は厳しさを増している。毎月の例月出納検査においても、同特別会計の資金繰りは厳しく、一般会計からの繰替運用(一部借入)が恒常的に行われ賄われていることを確認している。
 - ・ 令和元年6月、下水道ストックマネジメント実施方針を策定され、管路施設等の点検調査や改築設計工事を実施してきたが、これらの事業は、公営企業会計の適用の準備段階として、国の社会資本整備総合交付金を活用したものである。
 - ・ 下水道事業を持続的に提供していくためには、自らの経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上等に取り組まなければならない。
 - ・ 的確な損益・資産の把握がなされず、老朽化等に伴い必要な投資も行われぬ場合には、事業の継続を維持できない事態も想定される。下水道事業を将来にわたって継続するため、経営状況を踏まえて的確な経営改善や経営判断を行い、より機動的で柔軟な経営を行うことを通じ、地方公営企業の経営の質と効率性を向上させることが期待されている。以上のことから、地方公営企業法の財務規定等を適用する必要があると考えられる。
 - 下水道事業の地方公営企業法適用の準備状況
 - ・ 令和6年度から地方公営企業法の一部(財務規定)適用の関係条例が令和5年12月議会で可決された。公営企業会計に基づく会計処理をはじめとする各種移行事務の主な準備状況は次のとおりである。
 - ・ 移行事務の内、固定資産台帳の整備は最も煩雑なものであり、法適用時における資産の価格等の把握を行い、令和6年度当初から法適用が適切に行われるように(予定)開始貸借対照表の作成の準備作業が大事である。なお、監査時においては、同貸借対照表は未作成であったため早急に作成され、今後、住民の使用料金にも関係するため法適用開始時までに町議会にも報告されたい。
 - ・ 決算事務については、法適用後は下水道事業特別会計の出納整理期間がなくなるため、令和5年度末で打ち切り決算処理を行うこととなる。このため、年度末までの事業収支の発生は翌年度の4月・5月において、特例的収入支出処理(地方公営企業法施行令第4条第1項)を行うこととなる。また、出納整理期間中の繰入金による繰替え運用ができなくなるので、決算処理においても十分留意されたい。
- 【参考資料】(総務省) [地方公営企業法の適用に関するマニュアル \(soumu.go.jp\)](http://soumu.go.jp)
- 大阪広域水道企業団との連携強化
 - 令和4年度に大阪広域水道企業団から示された市町村域水道事業の整備目標として、豊能町内においては、施設の最適配置として受水地等の廃止が示されているが、具体的な事業の進捗状況などを大阪広域水道企業団と意思疎通を図り、町ホームページ等で示されたい。

農林商工課

(令和5年11月16日)

監査事項

1. 各種農業団体等に対する補助金の執行状況
2. 農林業振興に関する施策の実施状況
3. 森林整備事業について
4. 病害虫及び有害鳥獣の駆除について
5. 商工業、観光事業の振興について
6. 雇用・就労相談の状況

監査結果

● 補助金執行の適正化

所管補助金の執行について、適正に執行されている補助団体もあるが、補助団体の決算において、剰余金が恒常的に発生し補助金額以上に繰越額が発生しているものや、補助目的や効果を検証すべき補助金も見受けられるため、町補助金交付規則に基づき適正に執行されているか、精査及び検証されたい。

環境課

(令和5年11月16日)

監査事項

1. 一般廃棄物及びし尿等の収集、運搬状況
2. 公害、苦情等の処理状況
3. ごみ減量化事業等の進捗状況
4. 各種手数料の収納状況
5. 飼犬登録及び狂犬病予防の状況

監査結果（関係課：広報職員課）

● 今後のごみ収集運搬方法（令和3年度～継続）

「令和3年度定期監査」（骨子）

現在の家庭系ごみの収集運搬方法については、直営方式（職員が可燃ごみ類等）と民間委託方式（民間事業者がカン・ビン類等）で行われているが、技能労務職の高齢化とともに直営方式の収集体制には限界が来つつある。

一斉に民間委託方式に切り替えることは、現実的に難しいと思われるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。

「措置状況」（骨子）

再任用制度や定年延長もあり、直ちに民間委託にシフトすることが必ずしも全体経費の削減につながる状況にない。しかしながら、パッカー車等、ハード面の老朽化が進んでおり、退職職員も増加してくることから現体制の維持が困難な状況となる時期を目途に業務委託を拡大する方向で検討を進める。

「令和4年度定期監査」（骨子）

ごみ処理事業の行政コストの統一的な分析・評価する手法を国（環境省）において示されているので、一般競争入札を想定して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に基づき、ごみ処理原価のコストなども総合的に勘案され、適切な予定価格を設定されたい。

「措置状況」

民間委託については、適切な時期に検討を進めています。予定価格の算出方法については、今後も適切な方法で算出していきます。

こども未来部

教育総務課

(令和5年11月6日)

監査事項

1. 教育行政の企画及び総合調整について
2. 各学校園所における工事実施状況
3. 各施設の施設台帳の整備及び維持管理事務
4. 各種負担金の状況
5. 学校の就学、退学、転学等関係事務
6. 奨学金及び教育扶助事務
7. 給食調理業務の委託及び給食費の出納事務

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

ふたば園

(令和5年11月13日)

ひかり幼稚園

吉川保育所

監査事項

1. 施設及び諸設備の維持管理状況
2. 保育料の調定、収納関係事務
3. 保育カリキュラムについて

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

東能勢小学校

(令和5年11月13日)

吉川小学校

光風台小学校

東ときわ台小学校

東能勢中学校

(令和5年11月13日)

吉川中学校

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

義務教育課

(令和5年11月6日)

監査事項

1. 各種教育研究に関する事務
2. 教職員の研修関係事務
3. 地域人権教育について
4. 支援教育について
5. 各種団体に対する補助金の執行状況

監査結果

- G I G Aスクールサポーター配置事業
 - ・ 週1回、サポーターを小・中学校に配置して、タブレット端末の活用を進めることができたこと事

業評価で報告されている。当該事業は令和3年度からの継続となるため、児童・生徒の習熟度に応じて事業の見直しを検討されたい。

こども育成課

(令和5年11月13日)

監査事項

1. 児童福祉施策の企画調整について
2. 地域子育て支援センターの運営について
3. 子育て支援環境の充実事業について
4. 幼稚園児数及び保育料の徴収状況
5. 保育所入所定数及び措置児童数並びに保育料の徴収状況
6. 入園所の事務
7. 留守家庭児童育成室の管理運営状況

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

生涯学習課

(令和5年11月6日)

中央公民館

西公民館

ユーベルホール

監査事項

1. 各種団体の育成及び補助関係事務
2. 文化活動及び文化財に関する事務
3. 公民館等の各施設の運営及び維持管理事務
4. 社会教育及び社会体育行事及び活動関係事務
5. 各施設の利用状況について

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

図書館

(令和5年11月16日)

監査事項

1. 図書館資料の収集、整理及び保存状況
2. 各種講座等の実施状況
3. 貸出事務状況

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

【総括・共通事項】

1. 行政課題の継続性

- ・本町の財政状況は、一般的な「厳しい財政状況」であることに留まらず、「危機的な財政状況」に置かれていることを、これまでの決算審査意見書等で指摘してきたところである。
このことは、「豊能町の中長期財政シミュレーション」(令和5年5月大阪府/豊能町)においても、将来に向けての不確定要素もあるものの、令和6年度以降の収支不足の発生、令和12年度には財政調整基金の枯渇の見通しと公表されているところでもある。

- ・日々の行財政運営において、改善の努力をされていると思われるが、結果として大きな効果に繋がっておらず、過去の決算数値や財政調整基金等の減少傾向には変わりはなく、大きな改善傾向も見られない状況にある。
- ・本町には様々な行政課題があるが、最優先で取り組むべき共通課題は「財政再建」である。今日の財政状況が改善されない限り課題は解消されておらず、町長の交代、町の組織改正、職員の人事異動があろうとも、この行政課題は、当然のごとく継続されるべき課題である。町組織全体として行財政改革を途切れなく継続して取り組み、目標設定額や財政効果額を定めた「実効的な行財政改革に関する計画」を早急に策定することを要請する。(再掲)
- ・当面の課題としては、小中一貫校の整備や、公共施設の再編整備の取り組みもあり、少子・高齢化に関する財源の増嵩も予想されるが、今後、行財政運営の中長期的な見通しをもたなければ、持続可能な行財政運営が行えるかどうか不透明である。このため、財政運営基本条例の制定についても、行財政改革と併せて検討期間を定め条例制定に向け取り組まれることを要請する。(再掲)

2. 財政調整基金等の推移と実質単年度収支

- ・本町の財政状況を客観的に評価する場合、これまでの決算審査意見書、健全化判断比率意見書で述べてきたとおり、基金の残高と実質単年度収支の関係性が重要であることを指摘してきたところである。財政調整基金等と実質単年度収支との詳細については、「参考資料」のとおりである。
- ・本町の基金残高のピーク時は、平成29年度決算時点で約39億7100万円であり、内、財政調整基金は約22億8700万円である。平成30年度以降は、右肩下がりで減少傾向を示し、令和4年度決算では、約32億8800万円、内財政調整基金は約15億3100万円である。
- ・平成29年度財政調整基金残高(ピーク時)を100として数値化した場合、令和4年度では66.9、6年度間で減少率が33.1%となっている。
特に、令和2年度、令和4年度の実質単年度収支に着目すると、財政調整基金の取崩し額が積立額より多い場合は赤字化となり、積立額が取崩し額より多い場合は、黒字化となっており、財政調整基金の各年度の積立額と取崩し額との収支差額が実質単年度収支額に影響を与えていることが分かる。
- ・今後の行財政運営にあたっては、日々の歳出削減の努力、行財政改革による財源確保は申し述べるまでもないが、事業の進捗状況だけに捉われず、基金全体のマネジメントにも十分留意されたい。

財政調整基金等の推移と実質単年度収支との関係（参考資料）

【表 1】 過去6年度間の基金の推移

(単位：千円)

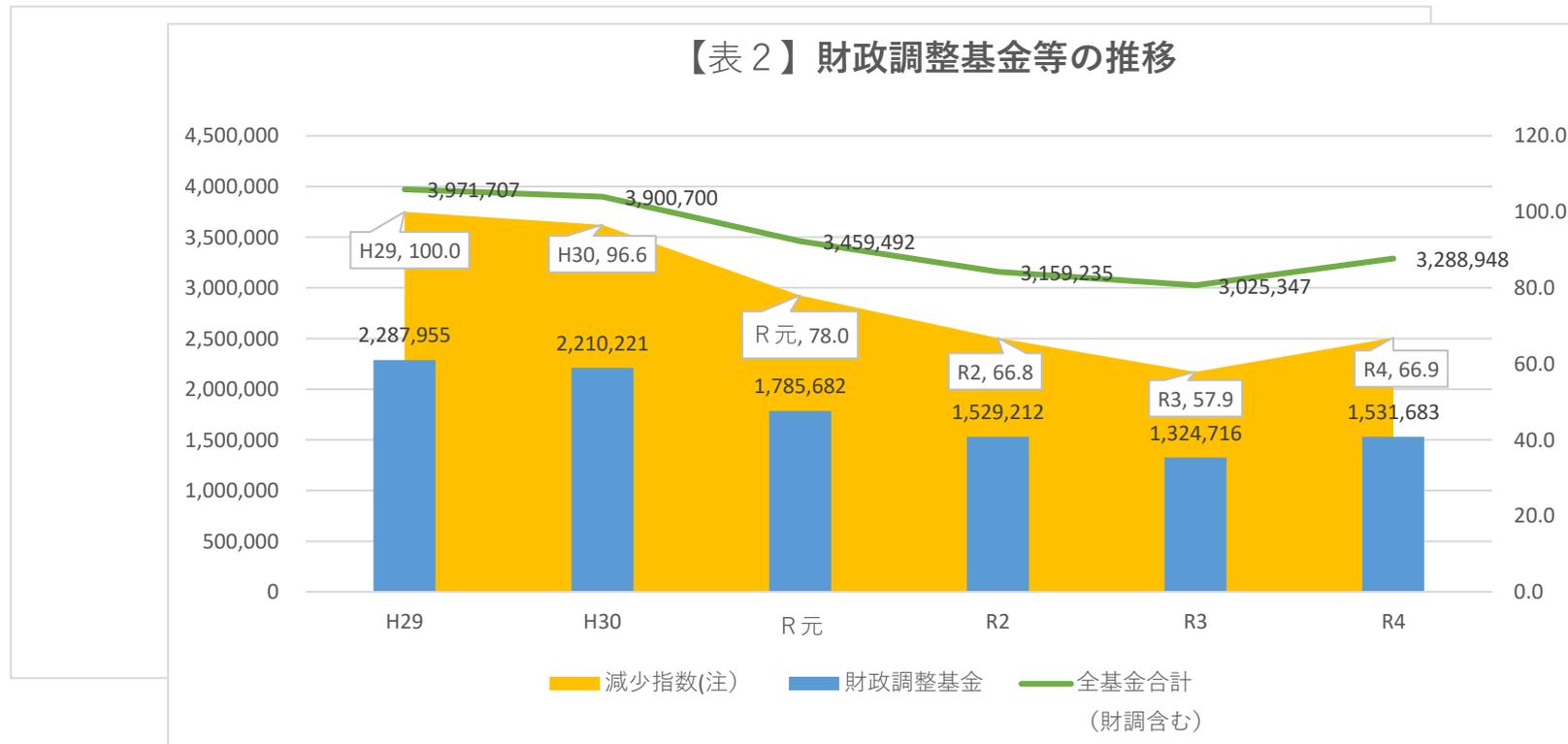
会計年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算年度末日	平成30年3月31日 (2018.3.31)	平成31年3月31日 (2019.3.31)	令和2年3月31日 (2020.3.31)	令和3年3月31日 (2021.3.31)	令和4年3月31日 (2022.3.31)	令和5年3月31日 (2023.3.31)
物品調達基金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
退職等引当基金	619,010	653,022	518,611	403,963	384,103	366,367
土地開発基金	136,962	136,969	0	—	—	—
下水道建設基金	112,691	91,666	91,926	97,876	94,970	69,806
町債管理基金	677	677	677	677	76,269	76,269
財政調整基金	2,287,955	2,210,221	1,785,682	1,529,212	1,324,716	1,531,683
ふるさとづくり	97,175	110,180	108,767	108,372	98,286	116,758
国民健康保険 事業財政調整	0	0	60,000	40,000	20,000	10,000
公共施設整備 基金	86,537	55,490	177,891	177,372	177,373	177,373

財政調整基金等の推移と実質単年度収支との関係（参考資料）

【表1】	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
下水道債管理基金	42,429	42,486	34,749	26,851	18,982	11,112
文化振興基金	122,801	91,209	57,890	58,025	5,516	5,516
介護保険介護給付費準備基金	348,132	429,168	544,783	636,251	739,992	839,299
旧吉川財産区基金	114,338	76,612	75,516	75,516	75,516	75,516
森林環境譲与税	—	—	—	2,120	6,624	6,249
各基金合計	3,971,707	3,900,700	3,459,492	3,159,235	3,025,347	3,288,948
(注1) 各年度歳入歳出決算書より抜粋						
(注2) 財政調整基金は、有価証券を含む。土地開発基金は、令和元年度廃止。						
(注3) 基金残高は、現金及び貸付金を含む						

(単位：千円)

財政調整基金等の推移と実質単年度収支との関係（参考資料）



(単位：千円)

全基金合計 (財調含む)	3,971,707	3,900,700	3,459,492	3,159,235	3,025,347	3,288,948
財政調整基金	2,287,955	2,210,221	1,785,682	1,529,212	1,324,716	1,531,683
減少指数(注)	100.0	96.6	78.0	66.8	57.9	66.9

(注) H29年度財政調整基金残高（ピーク時）を100と数値化した場合、**R3年度57.9**、**R4年度66.9**となり、6年度間で**減少率33.1%**となった。

財政調整基金等の推移と実質単年度収支との関係（参考資料）

【表3】 実質単年度収支額の計算過程

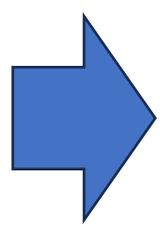
一般会計 各収支額（過去3ヵ年） （単位：円）			
決算年度 各収支額	R4	R3	R2
(1) 形式収支額	478,740,895	641,056,532	288,197,432
(2) 実質収支額	<u>348,247,014</u>	<u>405,103,491</u>	188,106,891
(3) 単年度収支額	<u>▲56,856,477</u>	216,996,600	<u>123,187,956</u>
（※）（1）～（3）の各収支の計算式は略			



財政調整基金 積立額（+）	506,967,422	195,548,932	<u>33,529,499</u>
財政調整基金 取崩し額（-）	300,000,000	400,000,000	<u>290,000,000</u>
財政調整基金 差引額	206,967,422	▲204,451,068	▲256,470,501

【分析概要】

- ① 財政調整基金については、残高のピーク時のH29年度からR4年度まで6年度間の数値の推移及び実質単年度収支との関係を分析した。
財調残高はH29（約23億円）ピーク時を100と数値化した場合、減少傾向が続き、R3では57.9まで落ち込み、R4では少し持ち直したが66.9となり、減少率は33.1%である。
- ② 実質単年度収支については、R2年度からR4年度までの3ヵ年の数値の推移を分析した。
R2は、(3) 単年度収支額は約1億2300万円の黒字であるが、基金の取崩し額が積立額を大幅に上回ったため約2億5600万減少となり、(4) 実質単年度収支額が約1億3300万円の赤字となった。
R4は、R3の(2) 実質収支額との差引額が約5600万円減少したため、(3) 単年度収支額は約5600万円の赤字となった。
しかし、基金の積立額が取り崩し額を約2億円上回ったため、(4) 実質単年度収支額は、約1億5000万円の黒字となった。
- ③ 財政調整基金の各年度の積立額と取崩し額との収支差額は、
R2年度 基金収支差額 - 約2.5億円 ⇒ ▲1.3億円 赤字
R4年度 基金収支差額 + 約2億円 ⇒ 1.5億円 黒字
であった。

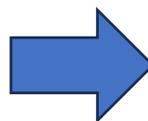


財政調整基金等の推移と実質単年度収支との関係（参考資料）

【表 3】 実質単年度収支額の計算過程

決算年度	R4	R3	R2
各収支額			
=	↓	↓	↓
(4) 実質単年度収支額	<u>150,110,945</u>	12,545,532	<u>▲133,282,545</u>

【留意点】



【まとめ】

④ 今後の行財政運営のマネジメントにあたっては、日々の歳出削減の努力、行財政改革による財源の確保は言うまでもない。
 (4)実質単年度収支額は、財政調整基金の3ヵ年の推移を見ても財政構造の脆弱性が分かる。単に単年度の黒字化だけで財政が健全であると判断するのではなく、中期的に【表2】の財政調整基金の減少指数の推移を注視しながら、**特に、年度ごとの基金の取崩し額が積立額を上回らないように留意すべきである。**
 今後、小・中学校の再編、公共施設の再編整備など財政需要が高まるため、「財政調整基金」と「実質単年度収支額」の動向を見極めながら計画的に執行することに留意すべきである。